

○文部科学省告示第十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月八日

文部科学大臣 下村 博文

<p>指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称</p>	<p>指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間</p>
<p>叫ぶ教皇の頭部のための習作</p>	<p>イエール・ブリテイッシュ・アート・センター （館長 エイミー・メイヤーズ）</p>	<p>平成二十五年二月八日</p>	<p>平成二十五年十月一日まで</p>	<p>独立行政法人国立美術館 理事長 青柳 正規 東京都千代田区北の丸公園三番一号</p>	<p>東京国立近代美術館 東京都千代田区北の丸公園三番一号 平成二十五年三月八日から同年五月二十六日まで</p>
<p>歩く人物像</p>	<p>ダラス美術館 （館長 マクスウェル・P・アンダーソン）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>人体による習作</p>	<p>メニル・コレクション （館長 ヨーゼフ・ヘルフェンシュタイン）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>三幅対</p>	<p>ニューヨーク近代美術館 （館長 グレン・D・ロウリー）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>裸体</p>	<p>フランクフルト近代美術館 （館長 スザンヌ・ゲンシヤイマー）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>